

第 1 9 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 9 月 1 5 日（金） 午後 1 時 2 9 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 5 年 9 月 1 5 日（金） 午後 1 時 5 4 分

4. 出席委員（1 3 人）の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員（3 人）

- 8 番 佐藤勝利
 1 4 番 一戸辰美
 1 6 番 川村博行

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 6 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について
 議案第 7 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 7 1 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 7 2 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 4 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 4 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 2 9 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 9 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 5 番田村昭弘委員と、9 番三浦大俊委員を指名します。また、参与には佐藤局長、鈴木次長、書記に
 は貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議 長	それでは議案の審議に入りますが、議案第69号から議案第72号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。 【なし】
議 長	異議がないので、そのようにさせていただきます。 まず最初に議案第69号の審議に入ります。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第69号農地法第5条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約転用許可の意見について。 農地法第5条第3項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。 本案件は1件です。場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。土地の表示については〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇、地目は田で合計面積は2,328㎡となっております。申請理由は農産物販売所豚肉直売所の新築及び来客用・従業員用駐車場の設置となっております。農地区分につきましては第1種農地となっています。第1種農地は原則不許可ですが、申請にかかる農地を農畜産物販売施設に供するものであると判断されるため不許可の例外に該当するので許可相当と認められます。 以上です。
議 長	それでは議案第69号について、現地調査した委員から報告をお願いします。 5番田村昭弘委員。
田村委員	5番田村です。それでは報告いたします。去る9月6日、成田委員、事務局と現地調査をいたしました。転用する農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に位置している水田の転用申請です。面積は2,328㎡で転用の目的は農産物販売所の新築及び来客用・従業員用駐車場の設置のためとなっております。申請地の周辺は北側と南側は水田、東側が国道、西側が住宅であり、付近に被害を及ぼす恐れは無いと認められます。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 次に議案第70号の審議に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。 2番成田春光委員。
成田委員	はい、2番成田です。それでは、報告いたします。 去る9月6日、田村委員、事務局と現地調査を行いました。 本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件です。 いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。 以上です。
議 長	それでは、議案第70号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第70号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。 農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は5件です。No.1からNo.5については、贈与が5件です。 農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
瀬戸委員	はい。
議 長	15番瀬戸委員。
瀬戸委員	15番瀬戸です。No.5の死因贈与について、譲受人が新規取得で住所が〇〇〇〇〇〇の方になっているんですけれども、死因贈与を受けてからそのまま農地が放置されるという可能性はないのでしょうか。
事 務 局	申請の受付をする際に譲渡人、譲受人に今後の農地の管理について聞き取りをした内容としましては、譲受人の〇〇〇さんは年に数回〇〇〇〇から戻ってきた際に、宅地の裏に位置しているような畑になっておりますので、宅地の管理と畑の草刈り等を行う計画です。被相続人の〇〇〇さんは令和元年に亡くなっておりますが、その頃から譲受人の〇〇〇さんが戻ってきて作業できないときには、親族にあたる執行者の〇〇〇さんが宅地の管理と畑の草刈り等をしてきたということでしたので、今後そのような管理を継続していくというような計画の内容でした。
瀬戸委員	わかりました。
議 長	ほかに無いでしょうか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第71号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第71号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第72号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第72号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。

それでは、表決に入ります。議案第６９号から議案第７２号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第４５号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第４５号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
№１から№３について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第４６号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第４６号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１から№４については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後１時４２分）

【暫時休憩】

議 長 再会します。（午後１時５３分）

議 長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第１９回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１時５４分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年９月１５日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____